

精子を提供する理由

—SNS ドナーへのインタビュー調査—

入 澤 仁 美 ・ 柘 植 あづみ

はじめに

夫の不妊などの理由で、夫婦以外の第三者から精子を提供してもらい、妻が AID（非配偶者間人工授精）と呼ばれる医療を受けて出産した事例は、日本では 1949 年に初めて報告された。その後も AID は、医師から精子提供者（以下、ドナー）が匿名であること、生まれた子どもに AID について秘匿することを条件にして、続けられてきた。

AID によって生まれた子の法律上の親は、分娩者である妻と婚姻関係にある夫と推定され（民法 772 条の嫡出推定）、出生児は夫婦の嫡出子となる。そのため、AID は戸籍に履歴が残らない不妊の隠れ蓑とされた¹⁾。

1990 年代にはアメリカでレズビアン・マザー・ブームが起き、日本にも影響を与えた。2000 年代までは「個人間の精子提供」というと、選択的シングルマザー²⁾ が知人から精子提供を受けて子どもをもつことが想起された。しかし 2010 年代以降は、レズビアンやトランスジェンダー、アセクシュアルといったセクシュアル・マイノリティが、SNS 等でドナーを探して子どもをもつ新たな家族形成が生じた。不妊でない夫婦も SNS にてドナーを選び、出産するケースも見られる。

このように SNS による精子提供は、婚姻形態やセクシュアリティに関係なく、育児希望者に子を授ける行為と認識されている。この方法により多くの子が誕生していると思われるが、実態はまったく把握されていない。

一方、日本では、AID で生まれた子（以下、AID 児）が、偶発的に自らの出自を知らされ、アイデンティティ・クライシス等の苦悩を社会に訴え始めた（非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループ・長沖暁子編 2014）。2010 年代には、メディアを通して AID 児の訴えが広く知られるようになり、AID は大きな転換期を迎えた。国内の AID の約半数を実施していた慶應義塾大学病院が

2017年6月からドナー候補者に精子提供同意書を求め、生まれた子がドナー情報開示を求める訴えを起した場合には公表する可能性がある旨を明記し、現行法下ではドナーが法的トラブルに巻き込まれ得ることを説明した。その結果、同病院では半年後に新規ドナーがいなくなり、ドナー不足を理由にAIDを希望する新規患者の受け入れを停止した。

SNSによる精子提供が広がった理由は、第1に、世界的に「出自を知る権利」を認める傾向が強まり、国内医療機関は深刻なドナー不足に陥ったこと、第2に、医療機関でAIDを受けることができる条件から除外されてきたシングル女性やLGBT（とくにFtM）の人とそのパートナーが挙児を希望してドナーを求めたこと、第3に、コロナ禍によって生殖ツーリズム³⁾が停止したこと、そして第4に、「SNSを利用した精子提供」をメディアが興味本位に取り上げる機会が増え、気軽に始めるドナーが増加したこと⁴⁾、などが考えられる。

一方、SNSによるドナーを利用するクライアントが増えた理由は、第1に、医療機関ではAIDを法律上の夫婦に限定しているが、SNSによるドナーは婚姻形態やセクシュアリティに関わらず精子提供していること、第2に、医療機関のAID予約が困難な状況で、SNSによるドナーは料金も提供日、回数も相談次第であること⁵⁾、第3に、海外の大規模な商業的精子バンクでも日本人ドナーの登録は少ないが、SNSでは日本人ドナーが簡単に得られ、面談をして契約するため、相手の特性も選びやすいこと、そして第4に、医療機関ではドナーは匿名で、生まれた子どもがドナー情報を求めても非開示を条件にしているが、SNSドナーには情報開示や出生児との交流を承諾している者が存在すること、が挙げられる。

先行研究としてSNSでの精子提供に関する論文検索をしたが見つけれなかった。そこで、AIDで生まれた事実を知った人たちが編纂した『AIDで生まれるということ』（非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループ・長沖暁子編 2014）やニュージーランドで精子提供を隠さない家族を作る目的で書かれた『家族をつくる』（ダニエルズ 2010）を参考にした。日本とオーストラリアでの病院でのドナー経験者のインタビュー記録が記載されている調査報告書（長沖他 2006）も参照した。また、ジェンダーの視点を含む社会的、生命倫理的な課題については『生殖技術』（柘植 2012）を参考にした。

1. 研究の目的

本研究の目的は、第1に、SNSで精子提供をするドナーはどのような人であり、提供の実態はいかなるものかを把握すること、第2に、ドナーが精子提供を始めた動機とそれを継続している理由を明らかにし、理解すること、第3にドナーの

生まれてくる子への想いと出自を知る権利などへの考えを知ること、第4に、そして調査結果から、第三者が関わる生殖補助医療をめぐる日本の課題・問題を考察することである。

2. 調査方法と調査対象者

小稿は兵庫医科大学倫理審査委員会より第3331号として承認された「配偶子提供型生殖補助医療に関するインタビュー調査」を基に執筆した。入澤は2020年9月～12月にSNSで精子を提供している人に半構造的インタビューを行った。さらに補調査として調査対象者とのメールでの質疑応答、調査対象者のSNSやHP等の参照を2021年3月15日まで行った。入澤の調査資料を基に、柘植と共に資料整理・分析・考察を行い、本稿を共同執筆した。

調査対象者への依頼は、まず入澤のSNSアカウントで精子ドナー活動をしている人に調査概要及び調査依頼を送付したが返答はなかった。そのため、最近の活動を報告したSNSアカウントとHPやBlogを開設・更新したアカウントをフォローし、その履歴から返信があった人に調査依頼をして、2人の承諾を得た。その後、ダイレクトメールが送信できる稼働中のアカウント約80件に調査依頼を送り、返信があった10人にメールで調査の説明文書を送信し、同意を得た後にオンライン通話によってインタビューした。調査協力に承諾した12人のうち、本調査期間中にインタビューしたのは7人であり、残り5人には2021年4月以降に調査を予定している。

「表1 調査対象者の基本属性」に示したように、7人の調査時年齢は20代後半から40代前半、学歴は高卒1人、大卒4人、院修了1人、非開示1人であった。婚姻状況は4人が既婚で2人が未婚、1人は非婚だった。既婚4人のうち3人が有子(嫡出子)で、他の1人はインタビュー後に妻の妊娠がわかった。職業は詳細不明が2人(ただし、共に高収入である)、会社経営1人、会社員2人、自営業2人である。生育家族については、AIDで生まれたことを成人後に母から告知された1人(X7)、海外生活経験がある1人(X4)の2人以外は、ドナー活動との関係が推察される事柄はなかった。

インタビュー内容は、提供方法の詳細を確認した上で、「ドナーになった経緯・動機」、「ドナー活動を継続する理由」、「ドナーとしてのジレンマ」、「出自を知る権利についての考え」、「近親婚の防止策」、「精子提供に必要と考える法整備」などについて尋ねた。本稿では、紙幅の関係から調査結果の一部について述べる。

3. 調査結果

3-1. ドナー活動の詳細

「表2 ドナー活動の内容」に、活動開始年、提供期間、提供件数、提供対象、提供方法（シリンジ法、性交による提供）、謝金の有無や経費をまとめた。

7人のうち、提供経験があるのは6人である。6人全員が無償提供をしていた。ただし、交通費や送料等の経費は受け取っていた。今後提供予定のもう1人も無償提供を予定していた。

提供方法は、病院の容器に入れて渡す方法に限っている1人を除き、5人が精子を入れた容器をクライアントに手渡すか宅配していた。1人はこの方法を予定しているがまだ提供経験がなかった。

6人のうち4人はクライアントの依頼と条件によっては、性交による精子提供も行っていた。全員が定期的に性病・HIV検査を受けていた。

メディアでは、SNS上では精子提供が有償でなされており、ドナーは性感感染症

表1 調査対象者の基本属性

	調査時 年齢	最終 学歴	職業	婚姻 状況	子の有無 (嫡出等)	生育家族
X1	20代 後半	高卒	会社員	非婚	無	両親と姉。祖父母も同市内に住み、関係は良好。
X2	30代 前半	大卒	自営業	未婚	無	兄妹がいる。祖父母と同居の3世代家族で育った。
X3	40代 前半	大卒	自営業と パート	未婚	無	普通の家族。姉は既婚。
X4	30代 前半	大卒	会社員	既婚	無 (妻が 妊娠中)	小学校の頃は家族の仕事の関係で海外に住んだ。中学以降は日本で暮らす。両親との関係は良好。
X5	30代 前半	院卒	会社経営	既婚	有(嫡出)	両親と姉。両親は田舎にいる保守的な人たち。放任主義で、高校受験から自分で進路を決めた。
X6	30代 後半	非開示	個人事業主 (詳細不明)	既婚	有(嫡出)	核家族で、両親は仲が良く、兄弟もいる。教育、子育てに熱心だった両親に感謝している。夏休みは父方や母方の実家に帰省した。
X7	30代 後半	大卒	個人事業主 (詳細不明)	既婚	有(嫡出)	父が不妊だったため母がAIDを望み、名門大学の学生の精子によって生まれたと成人後に母から伝えられた。事実を知った時はショックを受けたが、母の選択のおかげで自分は比較的恵まれた人生を歩めたので感謝している。

表2 ドナー活動の内容

	ドナー活動開始時期	提供期間 ※1	提供件数 (うち、妊娠報告件数)	提供対象			提供回数制限
				不妊カップルの女性	LG BT	シングル女性	
X1	2020	1年	3件(2件)	○	○	○	10組まで(同一県内は5組まで)
X2	2020	6年	7件(2件)	○	○	○	10組までの予定
X3	2019	1年半	1件(不明)	× ↓ ○	× ↓ ○	○	上限は考えていない。認知・養育費の支払い対象者は、家族になることを条件に先着1名のみ。(婚活の延長)
X4	2019	1年8か月	約30件 (10件 うち出産3件以上)	○	○	○	上限なし。50組までに留めようと考えている。出生児の情報(生年月、性別、イニシャル、都道府県の5項目)リストを作成して、将来子どもが近親婚を懸念して問い合わせしてきた場合には開示しようと思っている。
X5	2008	12年	約100件 (約60件 出産件数不明) 不妊夫婦・LGBT:シングルが1:1:1の割合。 ※2	○	○	○	回数・人数制限なし。継続して、第4子の出産まで提供したことがある。依頼が続く限り続ける。依頼人がいなくなるか、国内にバンクができたり国がドナーを管理して精子提供を医療施設のみに制限した場合には、個人ドナーは辞めるだろう。
X6	2010	11年弱	25件、うち不妊症夫婦が10件ほど(7件)	○	○	○	上限は決めていない。出来る限り続けたいと思っている。現実的には、最大で20人の妊娠を見届けるくらいになるのかなと思っている。
X7	2020	3か月	0件	○	○	○	特に考えていない。

や HIV、肝炎等の検査を受けずに提供しており、性交を女性に強要するといった報道が少なくない。しかし、ここでインタビューに応じてくれたドナー全員が、精子は無償で提供し、さらにドナー活動にかかる精液や感染症の検査経費は自己負担していた。交通費や器具などの実費はクライアントに負担を依頼していた。

提供方法についても性交を手段とするのはクライアントからの依頼があったときに限定しており、X5は性交時に避けるべき行為についてもクライアントに詳細に確認していた。X5によれば、クライアントとその夫の中には、子どもは技術によってではなく自然にできるべきという考えから、性交による精子提供を依頼するケースもあるという。そしてクライアントがシングル女性の場合は特に性

シリンジ法での提供の有無	(排卵タイミングでの)性行為による精子提供の有無	謝金受け取りの有無・金額
有	無	無償。遠隔地は交通費の実費を負担してもらう。
有	無(原則)	無償。遠隔地は交通費、宿泊費と日当相当を負担してもらう。
有	有	交通費も含めて、無償。 必ず自分の精子を使ってくれる場合は遠隔地への交通費もドナーが自己負担する。
有	無	無償+手渡し時にディスプレイシリンジも提供。
有	有	無償。送料・交通費・ホテルの室料・面談時の喫茶代等の実費はクライアント負担。
病院指定の容器に精子を入れて手渡す。(夫の精子として人工授精に使用される)。	有(クライアントは、3項目以上の性感染症及びHIV感染の検査が必要)。 今まで、7割ほどが性交渉による提供だった。	無償。 依頼人が利用するクリニックの関係で往復1,000円以上の交通費が発生する場合には、クライアントが交通費負担。
有(未提供)	有(応相談)	無償の予定

※1 インタビュー時、もしくは最新の情報提供があった時点での情報

※2 不妊治療の相談件数だと600件ほど受けている

交による提供を希望するケースが多く、X5は提供件数全体の約4割、選択的シングルマザーを中心に提供しているX6はクライアントの約7割が性交渉による提供を希望すると説明していた。

3-2. ドナーになった動機

インタビュー対象者がドナーになった動機について検討する。7人のうち4人が、その動機について、子どもを望んで精子ドナーを求めている人の存在を知ったため、人助けとして始めたと言った(X1, X2, X4, X5)。

- ・ ネット番組でドナーの活動を見て「こういうボランティアがあるんだ。自分もやってみたい」と飛び込んだ。(X2)
- ・ 子どものころ海外に住んだので多様な家族形態の存在を知っていて、子どもを欲しい人への精子ドナーになりたかった。(X4)
- ・ 知人から精子提供を頼まれ、「精子がなくて困っている人がいる」と知って、一回切りのつもりでドナーになった。(X5)

この他に、自分の子ども、遺伝子を残したいと述べた人が一人いた。

- ・ 名門大出身のドナーのブログで「セックスをして子どもを作れるボランティアがある」と知り、婚活の難航を機に、ドナーの精子で妊娠した子どもを一人でも育てたいという女性を探して、ドナー活動を開始。(X3)

X6 は選択的シングルマザーを望む女性に協力したいのと、自分の DNA を受け継ぐ子どもが欲しいという複数の動機を述べた。X7 は自身が AID 児である経験を活かして女性の力になりたいということと、かわいい小さな赤ちゃんが欲しいという自分の要望を動機として述べた。

- ・ 学生時代の際際相手に「別れても精子は提供して」と言われた。その相手とは離別し、提供もしなかったが、今は選択的シングルマザーを望む女性に協力したいと考えた。「僕の DNA を受け継ぐ子どもが増えることはいいことだとも思ったため、ドナー活動をしている」。(X6)
- ・ (自分が AID で生まれたので)母親のような選択をする女性の力になりたい。…実子は既に大きく、「かわいい小さな赤ちゃんが欲しい」気持ちもあり、ドナー活動を開始した。(X7)

以上から、ドナーになった動機をまとめる。精子提供によって子どもを望む人の存在を知って、その人を助けたいという気持ちを話した人が 7 人中 6 人いた。また、自分の子どもが欲しいと明確に話した人が 1 人、自分の DNA を継ぐ子どもが増えることはいいこととしたのが 1 人、かわいい小さな赤ちゃんが欲しいとしたのが 1 人だった。子どもへのこだわりを示した 3 人のうち、ドナー活動を婚活の延長のように捉えている X3 を除いた X6 と X7 は、自分の精子によって子どもが生まれることを肯定的に捉えながらも、自分が養育には関わらないことを当然視していた。

この 3 人はさらに、別の質問「精子バンクや病院がドナーを募集していたら登

録したいか」という質問に対して、「登録したくない」と答えた。理由として、「女性を直接見ること、自分の子どもの顔や性格を想像できるのがドナーの楽しみだから」(X3)、「クライアントから直接の喜びを伝えてもらえることが動機だから」(X6)、「生まれた子が見たい、交流したいということもドナー活動の理由だから」(X7)と述べている。一方、人助け・ボランティア・社会的貢献という意識が強い4人は、精子バンクや病院でのドナーになることを希望しており、その理由として、SNSでの提供よりも母子の安全性、子どもの健康、医療技術（人工授精）の利用による成功率などの面で、精子バンクや病院でのドナーの方が評価できると述べていた。このように、提供の動機とドナー活動およびその評価が関連していることを確認した。

3-3. ドナー活動を継続している理由

ここでは、なぜ6人が経費の負担や感染症のリスクを負いながらもドナー活動を継続しているのかを検討する。6人のうち5人は、ドナー活動を継続している理由として、ドナー活動によって人の役に立て、人から感謝されることにやりがいを感じていると述べた。

- ・長期間の妊活を経験されていた中で、自分の精子提供により妊娠したという報告を聞くと、お役に立てて本当に良かったと思う。(X1)
- ・当事者の深い悩みや妊娠をして幸せになる過程を実際に目の当たりにすることにより、「幸せを提供したい」という気持ちが強くなった。クライアントに寄り添うドナーになりたいと思っている。(X2)
- ・最初は軽い気持ちで開始したが…今のドナー活動の最大の目的はボランティア。子どもがいないと虚無感に苛まれたりもする…精子提供をして子どもを授かる幸せを味わせてあげたい。クライアントの出産という人生で一番大事な活動に関われることは大きな名誉である。(X3)
- ・普通に仕事をしていても心から「ありがとう」と言われることはなかなかなく、本当に心から感謝される経験をしているので、家族には秘匿していても、やましい気持ちはない。(X4)

「ありがとう」「感謝」「幸せ」といったキーワードが頻出することに着目したい。ドナーは、子どもをもつことが幸せなことであり、不妊は深い苦悩や悲しみであると捉える価値意識を有することが窺える。

- ・FtM や不妊夫婦が子どもを持ってない苦悩を知った。日本の出生数の減少や

経済の悪化に危機感があったものの、自分には結婚する意思はないので、自分にできることを探してドナー活動に至った。(X1)

- ・2015年からHPでクライアントを募集しているが、ドナー志願者向けのページや不妊治療全般やLGBTの家族づくりなどの質問・相談窓口も設けて、これまでに600件ほどの相談があった。ゲイの男性から精子ドナーになる相談を受けたこともある。自分のような素人に毛の生えたような人に大量に相談が寄せられることから、不妊や子どもを望む人やセクシュアル・マイノリティへの専門家による相談・サポート体制の構築と正しい情報発信の必要性を感じている。(X5)

これらの言説からも自分のドナー活動を社会的に意義のある行為と認識していることがわかる。それは、ドナーが提供数や妊娠件数を「実績」と表現すること、さらにドナーが精子提供や不妊に関する社会的課題や医療の課題についても興味をもって発言していることから確認できる。

3-4. ドナー活動をする上でのジレンマ

まず、ドナー活動を家族等に話しているのかについて尋ねた。それに対しては、妻に話したと答えたのは1人であり、他の6人は家族に秘匿していると答えた。

- ・妻には交際中、結婚を意識したタイミングで、ドナーをしていることを告白し、理解をしてもらった。自分の子どもは大きくなるにつれて、父親がドナー活動をしていることは自然に知っていくだろう。ただ、子どもが増えると近親婚のリスクは高まるが、クライアントの挙児の喜びを優先してあげたい。(X5)
- ・(妻に隠しているが) やましい気持ちは一切ない。精子の質の確保のために1日1回の採精と決めている。依頼を全部受けたい気持ちはあるが、月に7日を目安にドナー活動をしている。(X4)
- ・妻には隠している。自分の子どもにも、ドナー活動は墓まで持っていく秘密だと思っている。もしばれたら妻との関係は終わるかもしれないが、ちゃんと話したら子どもとの関係は変わらないと思う。ドナーとしていくらかまじめに活動していても、社会の目は批判的であったり、セックス目的の活動の疑いをかけられるのは辛い。また、「バレなければいい」と保管した精子を無断で利用するクライアントがいるのではないかと懸念している。(X6)

既婚者だが妻に隠している X4 と X 6 は精子提供の方法に差がある。X4 はシリンジ法のみを採用して、クライアントから性交渉の依頼があってもすべて断っていた。その理由は感染症に自分が罹り、それを妻に感染させることがないようにするため、と説明していた。しかし、X6 は性交渉か、夫の精液と偽って彼の精液を病院に持ち込む方法をとっていた。その理由として、この二つの方法がシリンジ法よりも妊娠率が高いためだと説明していた。X6 は 10 年におよぶドナー活動にプライドを持っているとしていたが、性交渉が不貞とされることは認識しており、自分の行為が全面的に肯定できないという意識は持っていることが窺えた。

3-5. 出自を知る権利とドナーの匿名性

全員が「出自を知る権利」については理解し協力的であり、1 人を除き、記事や書籍を読んで考えていた。しかし、ドナー活動の先に子どもの認知と結婚の期待がある X3 以外は、自身が養育の責任を負うことは拒否していた。既婚者である X4,X5,X6 は法律上の父親の義務を果たさないことへの同意を、提供時に得ていた。

- ・ドナーになるにあたって、出自を知る権利の保証は必須だと思っていた。子どもが自己の遺伝的ルーツが確認できてアイデンティティ・クライシスにならないためにも、連絡が来たらメールや面会で応える予定。ドナーが養育費を負わなくてよいことを明確化してもらえたら、本名も名乗れる。(X1)
- ・遺伝上の親が誰かを知りたい気持ちは普通であると思うし、顔を見せることや面会することには抵抗がない。…ただ、法律はドナーを想定していないため、交流の際には互いの個人情報に明かすべきではないと思う。もしドナーが法的義務を負わされないならば、全てを開示しても問題ない。(X2)
- ・クライアントにも身分証を見せているくらいなので、子どもが望むならば、全ての情報を開示する。子どもがドナーを探していたら名乗り出ようと思う。(X3)

この 3 人は非婚と未婚、つまり妻も子どももいない立場からの発言である。3 人共に出自を知る権利の重要性は認めているが、ドナーの匿名化あるいはドナー情報を開示することについては、X1 と X3 が肯定的だが、X2 は生まれた子どもに対する法的義務をドナーに負わされる可能性があることから、個人情報の開示には否定的である。X4～7 は妻帯者であり、X 5～7 は子どももいる。その立場から、「出自を知る権利」についての考えを比較する。

- ・精子提供に対しての理解と思慮分別がある年齢に達した子どもがドナーに会いたいと思った場合には、会っても問題ないと考えている。…匿名でも写真を渡すことや将来の面会も可能。(X4)
- ・精子提供の事実は親から子に告知されるべきで、親は子のために出自を知る権利を保障しているドナーを選ぶべきだと考える。(依頼者との) 面談時には必ず出自を知る権利の重要性を理解してもらい、最適な告知方法を考えてもらうようにしている。(X5)
- ・出自を知る権利が保障されるかもしれないと報道された時には、ドナー活動を続けるにあたって迷いが生じた。…告知は、子どもが傷つかないためにも、出来るだけ早期(3歳から5歳)に愛情をもって真実を語ってほしい。…個人情報伏せたままでも交流はできるし、互いの人となりを知ることができる。(X6)

生まれてくる子どもの「出自を知る権利」の重要性について3人共に認めている。X5は妻にも伝えていることから積極的だが、妻に伝えていないX4は「理解と思慮分別がある年齢に達した子ども」なら会うとし面会は認めている。しかし、ドナーの非匿名化、つまり生まれた子どもには個人情報が開示できるようにすることの必要性は否定している。X6は別の箇所で「出自を知る権利」によって自分の家庭が壊れるかもしれないという不安にも言及した。それでも告知の必要性は認めている。その上で、面会ができれば、ドナーの個人情報の非匿名化は必要ないと述べている。

自分自身がAIDで生まれたことを母親から知らされたX7はより具体的な意見を述べる。

- ・自分は20歳を迎えたときに告知を受けた。告知は生まれた子が一定の年齢に達して、事実の経緯が理解できるようになった時に行う方がいいと思う。真実を知った時には驚いたしショックも受けたが、それよりも(名門大生のドナーの)AIDを選択してまで子どもたちの未来を明るくものにしようとしてくれた母の勇氣ある選択に感謝した。遺伝上の父については、やはり「知りたい」とは思う…自分とドナーのどこが似ているのかなどを知りたいとは感じる。ただ、遺伝上の父を捜すことについては、半ば諦めている…時間も労力もお金もかかるし、何より探す負担が今の収入の減額や家庭内の平穩の喪失などに繋がりがかねない。(X7)

このように出自を知る権利については、全員が面会などの問い合わせが来たら受けると答え、実際にドナーの1人は母親から依頼されて幼少期の子の面会を受け入れていた。だがX7の回答から、出自を知る権利を保障する制度がない状況では、生まれた子どもがドナー探しをするのは難しいことがわかる。ドナーは子どもの誕生報告や写真をもらおうと嬉しいとしながらも、X3とX7を除いて、自分からは子どもの詳細を知りたいとは思っていなかった。

4. 近親婚を避ける準備

近親婚の防止策としては、X1とX2はAID実施医療施設を参考に、提供上限を10人までと設定し、X1はさらに同じ地域からの依頼者を考慮して同一県内は5人までという基準も追加していた。また、把握した出生児情報の表を作成している人が3人(X4～X6)いて、X4とX6は近親婚を懸念した出生児からの問い合わせには表の開示を考えていた。X5は出生児の情報を他の出生児が閲覧するのはプライバシー問題だと考え、問い合わせには恋人が血縁者に該当する可能性のみを答える予定だとした。また自身の子どもの近親婚の防止にも利用予定だとも話した。

5. クライアントに対する考え

ドナー全員が、クライアントには、婚姻形態やセクシュアリティ等の条件は定めていなかったが、ドナーとの面談を必須としていた。そこで経済的・環境的に「子どもを育てられなさそう」と感じた依頼は断っているとしたドナーが大半だった。

例えば、X6は子どもを大学まで卒業させるのにかかる見積もりから、「年収400万円の基準を満たしている人」を第一条件にし、さらに子どもの「出自を知る権利」の保障のために①複数のドナーを掛け持ちしている可能性がある人、②子どもへの告知のビジョンが具体的に語れない人、③出生児の誕生日・性別・居住エリアをドナーに報告することに同意してくれない人の依頼は断っている、とした。

ドナーがクライアントを「よい親」になれる人として選び、教え諭すような面があったが、逆に、クライアントがドナーを意のままに動かせると思っていると不満を述べるドナーもいた。ドナーとクライアントの関係の分析は今後の検討課題とする。

結論：調査結果から検討した SNS による精子提供の課題と問題

ドナーへのインタビュー調査を実施した入澤は、調査前のドナーに対して、お金や性交を目的にした胡散臭い人だというイメージを抱いていた。だが、調査を行って、ドナー全員が生まれてくる子どものことを考え、出自を知る権利に肯定的だったこと、ドナーになった動機として子どもを望んでいる人を助けたいという気持ちを有し、精子提供は無償で行っており、ドナー活動を継続している6人全員が精子提供によって他人から感謝されることをやりがいと話したことなどから、ドナーに対するイメージが変化した。性交を目的にドナー活動をしていると指摘される点は、本人が認めなくとも、否定しきれないが、性交による提供をしていないドナーが存在することは確認できた。

ただし、この調査への協力を得られたのは SNS で精子提供しているドナーのごく一部であり、これらの結果をドナー全体の特徴とすることはできない。また、子どもができた人から感謝されることにやりがいを感じるとの強調から、調査対象者の子どもを持つことに対する価値意識に共通点があるのかもしれないと推察される。直接には語られなかったが、男性として妊娠を望む女性を妊娠させてあげられることに自負があるのかもしれない。そして日本でシングルマザーになる選択が、社会経済的な困難を抱えることが想定されることをドナーが認識した上でクライアントを選ぶことも報告された。これをいかに考えたらよいのだろうか。男性ドナーの女性クライアントに対する優位にジェンダー関係を見て取ることもできるだろうし、シングルで社会経済的な困難を抱えてでも母親になろうとする女性の選択に女性の性別役割への期待を見ることもできる。SNS ドナーに関してさらなるジェンダー分析の必要性を指摘しておきたい。

最後に、調査結果と考察から、SNS での精子提供活動の課題と問題を指摘しておきたい。

- (1) 日本では現在、出自を知る権利は認められず、医療機関でのドナーは匿名である。そのために、生まれた子どもが事実を知ってアイデンティティ・クライシスなどの問題を抱えることがある。出自を知る権利の重要性を認めるドナーも、非匿名化（子どもに個人情報伝える）には否定的な人がいた。現在の法律では、生まれた子から「父」としての責任を求められる可能性があるためである。生まれた子どもの出自を知る権利を認める国が増える中で、SNS でのドナーに限らず、医療機関のドナーも含めて、日本でも出自を知る権利についての制度が早急に設計されるべきである。
- (2) この調査対象者は高学歴・高収入の割合が高かったが、ドナーをクライ

エントが選ぶ際には、学歴や職歴、容姿などによる「優生学的」な選好がなされる可能性が高い。SNSでの提供に限らず、海外の商業的精子バンクや卵子バンクでも優生学的な選好は可能である。それを想定したドナー活動、バンクの規制の検討が必要である。

- (3) 日本の医療機関ではシングル女性やLGBT（とくに FtM）の人たちに精子提供の生殖補助医療施術を認めていない。そのために SNS でのドナーを求める事情がある。精子提供、卵子提供による生殖補助医療を実施するならば、このような実態を把握し、制度設計を行うべきである。

(いりざわ ひとみ 順天堂大学医学部・つげ あづみ 明治学院大学社会学部)

謝辞：インタビューにご協力いただいた方に心よりお礼を申し上げます。本研究は科学研究費助成事業 JP18K17340（研究代表者 入澤仁美）で実施した。

[注]

- 1) 調査では AID で生まれた人の中には、両親から、後継ぎが必要だったが、養子だと戸籍で経緯が分かってしまうから AID にした旨を告知された人もいた。
- 2) 社会的・経済的・精神的に自立しており、結婚を望まずに、計画的にシングルマザーになることを選択する人を「選択的シングルマザー（Single Mother by Choice）」と呼ぶ。
- 3) 第三者が関与する生殖補助医療や日本で認可されていない生殖技術を求めて、旅行者として海外に渡航して施術を受けること。
- 4) X6 によれば、2010 年に X6 が精子提供者を始めたころは、セックス目当てのドナーばかりだったが、2013 年頃から SNS に大量にドナーアカウントが現れ、そこからずっと増加傾向にあるという。また X5 の観察によると、2018 年の慶應病院の AID の危機の報道後から 2020 年にかけて Twitter の精子提供者を名乗るアカウントが約 4 倍に増えたという。2020 年にドナー活動を開始した X1 によると、今もドナーの増加傾向は続いているため、毎月の問い合わせ数は減少傾向だという。メディア報道の一例として、NHK クローズアップ現代 2014 年 2 月 27 日放送「徹底追跡、精子提供サイト」。
- 5) 入澤の調査では、医療機関では 2 年間で 7 回しか AID を受けることが出来ない不妊夫婦が、年齢的に妊娠困難となるのを懸念して、排卵日に合わせて提供をしてくれる SNS ドナーに移行して妊娠したケースが確認された。

[引用文献]

- 非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループ・長沖暁子編 2014 『AID で生まれるということ——提供精子で生まれた子どもたちの声』 萬書房
- 長沖暁子他 2006 『AID 当事者の語りからみる配偶子・胚提供が性・生殖・家族観に及ぼす影響』 科学研究費補助金報告書
- ダニエルズ K. 2010 『家族をつくる——提供精子を使った人工授精で子どもを持った人たち』 仙波由加里訳、人間と歴史社
- 柘植あづみ 2012 『生殖技術——不妊治療と再生医療は社会に何をもたらすか』 みすず書房
(2021 年 7 月 20 日掲載決定)